

令和3年7月第8号(豚) 東部・北部家畜防疫獣医師会 (公社) 千葉県畜産協会 東部家畜保健衛生所 TEL:0475(52)4101 FAX:0475(52)3335 http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html

## 死亡家畜の処理は適正に行いましょう!

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。<u>死亡畜は必ず死亡畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。</u>

- 1、死体は自己所有地であっても埋却してはいけません。
- 2、子豚であっても埋却してはいけません。
- 3、定期報告書で報告している「埋却地」は、通常の死亡家畜の埋却に使用してはいけません。

## 〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

動物の死体は産業廃棄物にあたります【第二条】

事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなり ません【第三条】

これら廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

## 〈化製場等に関する法律〉

死亡獣畜の解体、埋却または焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設 又は区域で行う事は禁止されています【第二条】

豚の健康状態には常に注意し、疑わしい症状があればすぐ獣医師や家畜保健衛 生所に連絡をしてください。

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335 ※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください